

あま市国民健康保険税の普通徴収に係る納期変更等について

1 現状と課題

○現状

現状偶数月を納期としているが、4月・6月を納期とすると徴収の特例（以下、「仮算定」という。）が必要となっています。

・仮算定

当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない期間の納期において、前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額を、国民健康保険税として徴収します。

・仮算定の法的根拠

国民健康保険税条例第21条

・仮算定が認められた経緯

保険給付は年度開始後から支払が発生するため、4月・6月を納期とする必要があったが、所得割額の算定の基礎に用いる課税所得金額が年度当初（4月1日）には確定しないことから仮算定が認められました。

・4月・6月を納期とする必要がなくなった経緯

平成30年度の国保広域化により、療養給付費の財源が県に移行したため、保険給付費の支払いは交付金で賄われることとなり、年度当初の財源確保のため4月・6月を納期とする理由がなくなりました。

○課題

- 前々年中の所得を基に計算する暫定的な賦課のため、前年中の所得が大きく減少した被保険者に対し、前年中の所得に係る保険税額以上の負担をお願いする場合があります。
- 本算定（確定賦課）結果により仮算定での過払いが判明するため、短期間に膨大な件数の還付事務などが発生するため多くの時間外勤務が発生しています。

2 課題の解決策

・納期の見直し

仮算定の適用が必要な納期を変更することにより、仮算定を廃止し、あわせて納期を2期増設し、納付回数を6回から8回へ変更します。

※後期高齢者医療保険料についても、納期の見直しを予定しています。

・端数計算単位の見直し

現行1,000円から100円に変更し、納付額の平準化を図ります。

3 影響・効果

・被保険者の負担の軽減

前年中の所得にかかる保険税額以上の負担がなくなります。

納付回数を増やすことにより、1期当たりの納付金額が抑えられます。

・保険税額の明確化

確定した前年中の所得に基づいた賦課のみを行うこととなるため、仮算定賦課額との精算が無くなり、当該年度の保険税額が明確となり、被保険者にとって理解しやすくなります。

・事業費（必要経費）の削減及び事務量の縮減

本算定（確定賦課）結果により仮算定での過払い額の還付金返還業務や仮算定にかかる印刷製本費、通信運搬費、電算委託料等の事業費が削減でき、仮算定にかかる事務及び還付事務の縮減が見込まれます。

4 納付イメージ

○現行（令和7年度まで） 仮算定（4月～）＋本算定（8月～）、納付回数6回

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期	
算定	仮算定			本算定								



○見直し案（令和8年度から） 本算定（7月～）、納付回数8回

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
算定	仮算定を廃止 (納付はありません)			本算定								

※特別徴収につきましては、納期等の変更はありません。

○モデルケース1 納期の見直し（前年中の所得が減少した場合、年税額48万円→8万円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現行(6回)	8万円		8万円(※)		0円		0円		0円		0円	
変更後(8回)				1万円								
算定	仮算定			本算定								

※6月の8万円を本算定後に還付します。

○モデルケース2 端数計算単位の見直し（年税額が31,200円の場合）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
現行(千円単位)	10,200円	3,000円						
変更後(百円単位)	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円

5 他市町村の状況

近隣市町村において仮算定を行っている市町村は、あま市と蟹江町のみです。愛知県内において仮算定を行っているのは、あま市を含み6市町村です。